

平成 30 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ミライト・ホールディングス
代 表 者 代表取締役社長 鈴木 正俊
(コード番号：1417 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役財務部長 桐山 学
(T E L 03-6807-3124)

株式会社ミライトによる株式会社日設の株式交換のための
子会社への第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ
(会社法第 800 条の規定に基づく子会社による親会社株式取得)

当社は、平成 30 年 4 月 27 日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本自己株式処分は、当社の完全子会社である株式会社ミライト（以下、「ミライト」といいます。）が、同社の子会社である株式会社日設（以下、「日設」といいます。）との間で、当社普通株式を対価とした株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施し、ミライトを株式交換完全親会社、日設を株式交換完全子会社とするためのものであります。

なお、本株式交換については、連結ベースの影響が軽微であるため、開示内容を省略しております。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	平成 30 年 6 月 22 日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 160,800 株
(3) 処分価額	1 株につき金 1,755 円
(4) 資金調達額	282,204,000 円
(5) 処分方法	第三者割当の方法によります。
(6) 処分先	株式会社ミライト
(7) その他	処分後の自己株式数 5,679,784 株（但し、平成 30 年 3 月 31 日以降の単元未満株式の買取り及び売渡し分は含んでおりません。）

2. 処分の目的および理由

当社グループの主力分野である情報通信分野においては、固定通信分野では光コラボレーションモデルが普及し、移動体通信分野では第 4 世代移動通信システム（4G）の高度化や、新たな周波数帯でのサービスが開始されています。加えて、本格的な IoT 時代の到来に向けて、クラウド、センサー、オフィスソリューション等におけるビッグデータや人工知能（AI）を活用した新たなソリューションに対する需要の高まりや、2020 年に向けた社会インフラの再構築など、当社グループを取り巻く事業環境は大きく変化しております。

当社グループは、このような社会構造、通信環境の変化に対応し「総合エンジニアリング&サービス会社」として企業価値の向上と持続的な成長を図るため、2017 年度を起点とする 4 か年の新中期経営計画（2020 年度目標：売上高 3,400 億円、営業利益 170 億円、ROE8%以上）を策定し、事業領域

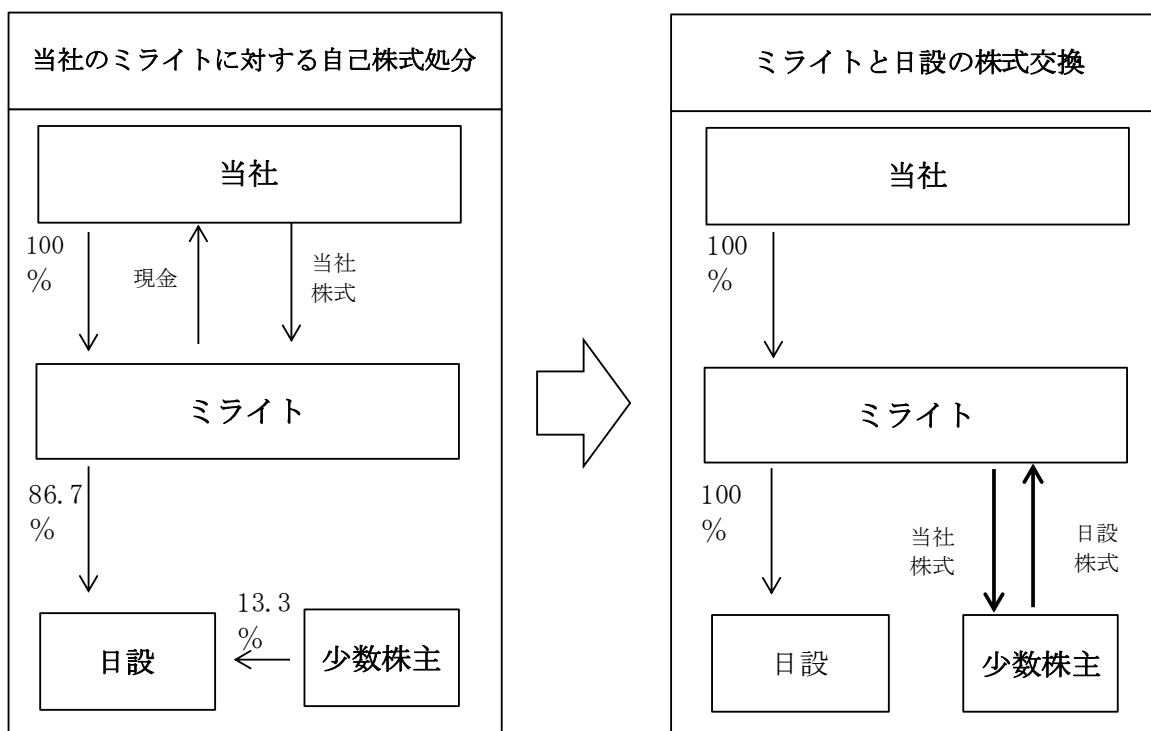
の拡大、ビジネスモデルの変革、利益重視の事業運営を推進しております。

一方で、社会的に少子高齢化、働き手不足が進むなか、当社グループは協力会社も含め皆が安心して働けるよう労働環境の整備、安全対策の徹底等を進めることにより、事業の担い手確保に努めるとともに、IoTの活用など働き方を能動的に変化させていく必要があります。

今般、グループの中核企業であるミライトと、同社の子会社であり、空調・給排水衛生設備・電気設備の設計及び施工を主な事業としている日設との資本関係を再構成しより緊密な関係を構築することで、今後2020年に向けて拡大が見込まれる社会インフラビジネスやIoTを活用したスマートビル、スマートオフィスの構築、環境エネルギーや省エネソリューション等の分野において、両社が有する技術力、人材、顧客基盤等を融合しこれら新規事業領域への取り組みを推進し、また、既存の事業においては人材の最適配置や相互交流、育成等を通じた施工体制の強化、多様な協力会社の技術力確保等、グループのリソースを有効活用し業務の効率化を図ることがグループとしての収益力、競争力の向上に繋がるものと判断するに至り、平成30年7月1日を効力発生日とする本株式交換により、日設をミライトの完全子会社とすることといたしました。

本株式交換の実施にあたり、上記の目的を実現するとともに、(i) 現金ではなく、当社の普通株式を対価として交付することにより、日設の少数株主の皆様にも本株式交換によるシナジーの共有機会を提供できること、(ii) 当社グループとして、当社及びミライト間の100%親子会社の関係を維持する必要があること等を勘案し、いわゆる「三角株式交換」の方法によるものとし、本株式交換の対価としては、ミライトの株式ではなく、上場会社である当社の普通株式を割り当てることとするため、当社は本株式交換に先立ってミライトに対し自己株式を割り当ていたします。本自己株式処分は、本株式交換を実施するために必要となる当社普通株式を株式交換完全親会社であるミライトに取得させることを目的とするものであります。

なお、当該取引によるミライトの当社の普通株式の取得は、会社法第800条に基づく子会社による親会社株式の取得であります。



3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

処分価額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
282,204,000円	—	282,204,000円

(2) 調達する資金の具体的な使途

本自己株式処分は、本株式交換を実施するために必要となる当社普通株式を株式交換完全親会社であるミライトに取得させることを目的とするものであります。したがって、上記差引手取概算額 282,204,000 円については、使途を特定せず、平成 30 年 6 月以降業務運営に資するため運転資金に充当する予定であります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本自己株式処分は、前記「2. 処分の目的および理由」に記載のとおり、本株式交換を実施するために行う取引であり、資金調達を目的とするものではありません。

5. 処分条件等の合理性

(1) 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日（平成 30 年 4 月 26 日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である 1,755 円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値を採用したのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

また、当該株価は東京証券取引所における当該取締役会決議の直近 1 か月間の終値の平均値である 1,701 円との乖離率が+3.17%（小数点以下第 3 位を四捨五入）、同直近 3 か月間の終値の平均値である 1,665 円との乖離率が+5.41%（小数点以下第 3 位を四捨五入）、同直近 6 ヶ月間の終値の平均値である 1,612 円との乖離率が+8.87%（小数点以下第 3 位を四捨五入）となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役 4 名（うち 2 名は社外監査役）全員が、適法であり特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により処分される普通株式数は合計 160,800 株であり、平成 30 年 3 月 31 日時点の当社発行済普通株式総数 85,381,866 株に対する希薄化率は 0.19%（小数点第 3 位を四捨五入、総議決権数 793,266 個に対する割合 0.20%）と小規模であるため、株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であると考えております。また、本株式交換により当社の連結経営体制が一層強化され、経営資源の最適かつ効率的な活用を通じ、当社の企業価値向上に資するものと考えられることから、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 処分先の選定理由等

(1) 処分予定先の概要 (平成30年3月31日現在)

(1) 名称	株式会社ミライト			
(2) 所在地	東京都江東区豊洲五丁目6番36号			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 鈴木 正俊			
(4) 事業内容	情報通信エンジニアリング事業等			
(5) 資本金	5,610百万円			
(6) 設立年月日	昭和19年12月			
(7) 発行済株式数	41,112,324株			
(8) 決算期	3月31日			
(9) 従業員数	(連結) 4,880名 (平成30年3月31日現在)			
(10) 主要取引先	東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ			
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行 株式会社三菱UFJ銀行			
(12) 大株主及び持株比率	当社 100%			
(13) 当事会社間の関係				
資本関係	当社は、ミライトの議決権総数の100%を所有しております。			
人的関係	当社の取締役1名が、ミライトの取締役を兼任しております。			
取引関係	当社は、ミライトからグループ経営管理料を受け取っています。			
関連当事者への該当状況	当社は、ミライトの親会社であり、関連当事者に該当します。			
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態(連結)※単位：百万円。特記しているものを除く。				
	決算期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
純資産		82,611	85,891	94,777
総資産		133,644	133,066	145,584
1株当たり純資産(円)		1,932.30	2,004.51	2,256.72
売上高		178,826	175,082	197,997
経常利益		5,148	7,939	14,505
親会社株主に帰属する当期純利益		2,947	4,911	9,486
1株当たり当期純利益(円)		71.68	119.46	230.75
1株当たり配当金(円)		46.29	47.09	(予定) 89.82

(注)1 平成28年3月期の1株当たり配当金には、親会社株式1,073株の現物配当を含めておりません。

2 処分予定先であるミライトは、株式会社東京証券取引所の上場会社である当社の完全子会社であります。また、当社は、株式会社東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書(平成29年6月29日付)「IV内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」に記載しているとおり、「ミライトグループ企業倫理憲章」において、企業の存立基盤である地域社会との積極的なコミュニケーションを図り、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、「金を出さない」「関係を持たない」「恐れない」を基本原則として規定し、毅然とした態度で対応することを掲げ、ミライトを含む当社グループ内での周知徹底を図る等、必要な対応を行っております。以上から、当社としては、ミライト及びその役員は反社会的勢力又はその関係者と一切関係が無い旨を確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 処分先を選定した理由

本株式交換は、前記「2. 処分の目的および理由」に記載のとおり、ミライト及び日設が社会インフラ・環境エネルギー等の分野における更なる推進とグループのリソースを有効活用することにより、最大限のシナジーを発揮し、収益力、競争力の強化を図ることを目的としておりますが、その目的を実現するとともに、(i) 現金ではなく、当社の普通株式を対価として交付することにより、日設の少数株主の皆様にも本株式交換によるシナジーの共有機会を提供できること、(ii) 当社グループとして、当社及びミライト間の100%親子会社の関係を維持する必要性があること等を勘案し、いわゆる「三角株式交換」の方法によるものとし、本株式交換の対価としては、ミライトの株式ではなく、ミライトの完全親会社である当社の普通株式を割り当てることとしました。したがって、当社は、ミライトを本自己株式処分の処分予定先として選定しました。

(3) 処分先の保有方針

処分先であるミライトは、割り当てられた当社の株式すべてを本株式交換の対価として使用する予定です。

また、当社は、ミライトが割り当てを受けた日から2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、ミライトから確約書を取得する予定です。

(4) 処分先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

処分先であるミライトの払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、ミライトの連結貸借対照表（平成30年3月31日現在）により確認しております。

ミライトの平成30年3月期の連結貸借対照表（平成30年3月31日現在）における現金および預金は3,213百万円になります。

7. 処分後の大株主及び持株比率

処分前（平成30年3月31日現在）		処分後	
住友電気工業株式会社	19.01%	住友電気工業株式会社	19.01%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5.58%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5.58%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4.38%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4.38%
住友電設株式会社	2.91%	住友電設株式会社	2.91%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2.75%	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2.75%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1.66%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1.66%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1.54%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1.54%
株式会社みずほ銀行	1.44%	株式会社みずほ銀行	1.44%
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	1.42%	THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	1.42%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1.38%	DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1.38%

(注) 1. 平成30年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 上記のほか当社所有の自己株式5,840,584株（平成30年3月31日現在）は処分後5,679,784株となります。

8. 今後の見通し

本自己株式処分による当社の平成31年3月期の連結業績に与える影響は軽微であります。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円）

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
売上高	269,537	283,236	312,967
営業利益	6,127	10,061	16,715
経常利益	6,735	10,590	17,838
親会社株式に帰属する 当期純利益	3,631	6,437	11,504
1株当たり当期純利益	44.65	79.81	145.41
1株当たり配当金（円）	30	30	35
1株当たり純資産（円）	1,511.74	1,570.53	1,733.14

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成30年3月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	85,381,866株	100%
現時点の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	12,601,403株	14.76%
下限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	—株	—%
上限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	—株	—%

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始 値	1,335 円	911 円	1,107 円
高 値	1,491 円	1,195 円	1,760 円
安 値	736 円	827 円	1,040 円
終 値	896 円	1,093 円	1,694 円

②最近6ヵ月間の状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
始 値	1,350 円	1,456 円	1,501 円	1,677 円	1,608 円	1,705 円
高 値	1,479 円	1,521 円	1,689 円	1,728 円	1,760 円	1,717 円
安 値	1,323 円	1,380 円	1,474 円	1,601 円	1,548 円	1,591 円
終 値	1,474 円	1,503 円	1,677 円	1,609 円	1,717 円	1,694 円

③処分決議日直前取引日における株価

	平成30年4月26日現在
始 値	1,741 円
高 値	1,755 円
安 値	1,691 円
終 値	1,755 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①業績連動型株式報酬制度の導入に伴う第三者割当による自己株式処分

処 分 期 日	平成 28 年 9 月 30 日
資 金 調 達 の 額	388,896,600 円
発 行 価 額	1,086 円
処分時における発行済株式数	85,381,866 株
処 分 株 式 数	普通株式 358,100 株
処分後における発行済株式総数	85,381,866 株
割 当 先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
処分時における当初の資金使途	運転資金に充当
処分時における支出予定時期	平成 28 年 9 月 30 日
現時点における充当状況	全額充当済み

②子会社への第三者割当による自己株式の処分

処 分 期 日	平成 29 年 9 月 22 日
資 金 調 達 の 額	191,541,000 円
発 行 価 額	1,303 円
処分時における発行済株式数	85,381,866 株
処 分 株 式 数	普通株式 147,000 株
処分後における発行済株式総数	85,381,866 株
割 当 先	株式会社ミライト
処分時における当初の資金使途	運転資金に充当
処分時における支出予定時期	平成 29 年 9 月 22 日
現時点における充当状況	全額充当済み

③2021年満期円貨建取得条項付転換社債型新株予約権付社債

発行日	発行総額	償還期限	転換価額
2016年12月29日	165億円	2021年12月30日	1,368円

1 1. 処分要項

(1) 処分する株式の種類及び数	普通株式 160,800 株
(2) 処分価額	1,755円
(3) 資金調達の額	282,204,000円
(4) 処分方法	第三者割当の方法によります。
(5) 処分先	株式会社ミライト
(6) 申込期日	平成30年6月22日
(7) 払込期日	平成30年6月22日
(8) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

1 2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

平成 30 年 4 月 27 日	本株式交換契約締結の取締役会決議（当社、ミライト、日設）
平成 30 年 4 月 27 日	本株式交換契約締結日（ミライト、日設）
平成 30 年 6 月 13 日（予定）	株式交換承認定時株主総会（日設）
平成 30 年 7 月 1 日（予定）	本株式交換の実施予定日（効力発生日）

(注 1) ミライトは、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

(注 2) 本株式交換の実施予定日（効力発生日）は、両社の合意により変更されることがあります。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容

	ミライト (株式交換完全親会社)	日設 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	6.7
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：160,800 株	

(注 1) 株式の割当比率

日設株式 1 株に対して、当社の普通株式 6.7 株を割当て交付いたします。ただし、ミライトが保有する日設株式 157,000 株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議のうえ、変更される事があります。

(注 2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社株式の数：160,800 株

ミライトは、本株式交換に際して、本株式交換によりミライトが日設の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における日設の株主の皆様（ただし、ミライトを除きます。）に対し、その保有する日設株式に換えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当て交付いたします。従いまして、ミライトは、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。

(注 3) 単元未満株式の取り扱いについて

本株式交換により、当社の単元未満株式（100 株未満の株式）を所有することとなる日設の株主の皆様においては、所有株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする当社の配当金を受領する権利を有することとなりますが、単元未満株式については取引所市場において売却することはできません。当社の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様においては、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

- ・ 単元未満株式の買取制度（1 単元（100 株）未満株式の売却）
会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社の単元未満株式を所有する株主の皆様が、当社に対し、所有されている単元未満株式の買取を請求することができる制度です。
- ・ 単元未満株式の買増請求（1 単元（100 株）への買増）
会社法第 194 条第 1 項の規定に基づき、当社の単元未満株式を所有する株主の皆様が、当社に対し、単元株式に不足する株式数の市場価格による買増しを請求し、ご所有の単元未満株式と合わせて 1 単元（100 株）にすることができる制度です。

（3）株式交換に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠および理由

ミライトおよび日設 は、本株式交換比率の算定に当たって公正性および妥当性を確保するため、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、株式会社ストリーム（以下、「ストリーム」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定しました。

ミライトおよび日設は、第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、ミライトが日設に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉および協議を重ねてまいりました。

その結果、ミライトおよび日設は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成 30 年 4 月 27 日に開催されたミライトおよび日設の取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

② 算定に関する事項

（i）算定機関の名称および上場会社との関係

第三者算定機関であるストリームは、ミライトおよび日設からは独立した算定機関であり、ミライトおよび日設の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

（ii）算定の概要

ストリームは、ミライトの親会社である当社については金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を採用し、日設については将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF 法」といいます。）のほか、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を採用して算定を行いました。

市場株価法においては、平成 30 年 2 月 13 日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近 1 ヶ月間、3 ヶ月間および 6 ヶ月間の終値単純平均株価を採用しています。

DCF 法においては、日設が作成した平成 30 年 3 月期の見込み、平成 31 年 3 月期から平成 32 年 3 月期までの事業計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、両社が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価しています。類似会社比較法においては、日設と類似性があると判断される類似上場会社として、日比谷総合設備株式会社、株式会社ヤマト、株式会社テクノ菱和等を選定した上で、EV/EBITDA 乗数、PER 乗数及び PBR 乗数を用いて算定を行いました。

各評価手法による当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりです。

	株式交換比率の算定結果
DCF法	6.70～9.32
類似会社比較法	7.08～9.91

ストリームは、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および妥当性ならびに完全性の検証を行っておらず、その義務を負うものではなく、それらを保証するものではありません。

(iii) 公正性を担保するための措置

ミライトおよび日設は、ミライトが、既に日設の普通株式 157,000 株（平成 30 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 181,000 株に占める割合にして 86.7%（小数点以下第二位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じ））を保有しており、日設はミライトの連結子会社に該当することから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しています。

・独立した第三者算定機関からの算定書の取得

ミライトは、ミライトおよび日設から独立した第三者算定機関であるストリームを選定し、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記(3) .②「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、ミライトおよび日設は、いずれも、第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当または公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

(iv) 利益相反を回避するための措置

ミライトが、既に日設の議決権 1,570 個（議決権保有割合 86.7%）を保有し、日設はミライトの子会社に該当することから、上記(iii)の措置を採ることに加え、利益相反を回避するため、以下のような措置を講じております。

(a) 利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認

日設の取締役のうち、西勝氏はミライトの執行役員を兼務しているため、また、日設の監査役である勝倉知穂氏は当社の従業員を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、日設の取締役会の本株式交換に係る審議及び決議には参加しておらず、日設の立場でミライトとの本株式交換の協議及び交渉に参加していません。なお、西勝氏、勝倉知穂氏を除き、いずれの日設役員も、直近5年間において、当社若しくはミライト又はそれらの子会社・関連会社（日設を除く。）の役員又は従業員ではありません。日設の取締役会における本株式交換に関する議案は、日設の取締役7名のうち、上記西勝氏を除く6名の全員一致により承認可決されております。

(4) 株式交換の当事会社の概要 (平成 30 年 3 月 31 日現在)

株式交換完全親会社の概要は、上記 6.(1)「処分予定先の概要」をご参照ください。

株式交換完全子会社				
(1) 名称	株式会社日設			
(2) 所在地	東京都港区芝浦一丁目 2 番 1 号			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山本 晃			
(4) 事業内容	空調・給排水衛生設備・電気設備の設計及び施工			
(5) 資本金	1 億円			
(6) 設立年月日	昭和 45 年 7 月			
(7) 発行済株式数	181,000 株			
(8) 決算期	3 月 31 日			
(9) 従業員数	186 名			
(10) 主要取引先	東日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社			
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行			
(12) 大株主及び持株比率	株式会社ミライト 86.7%、 日比谷総合設備株式会社 6.6%、共立建設株式会社 6.6%			
(13) 当事会社間の関係				
資本関係	ミライトは、日設の発行済株式数の 86.7% (15 万 7 千株) を保有しており、親会社であります。			
人的関係	ミライトの従業員 2 名が日設の取締役及び監査役を兼務しており、ミライトの従業員 2 名が日設へ出向しております。			
取引関係	ミライト及び日設において、電気設備工事の一部をそれぞれ当該会社へ発注しており、工事を施工しております。			
関連当事者への該当状況	日設は、ミライトの連結子会社であり、関連当事者に該当いたしません。			
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 ※単位：百万円。特記しているものを除く。				
	決算期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
純資産		2,329	2,682	3,086
総資産		9,155	7,256	7,664
1 株当たり純資産 (円)		11,646	13,411	17,051
売上高		15,816	11,405	12,143
経常利益		1,449	621	663
当期純利益		956	367	427
1 株当たり当期純利益 (円)		4,784	1,838	2,361